

HOP, STEP, JUMP in 標津

萌える海と大地 さわやか交流郷

11

No.477/2006

広報しべつ



主な記事

- ◆10・7～9の低気圧被害
- ◆職員の給与と定員管理の状況
- ◆新ふるさとづくり
協働推進職員制度

猛威を振るった10・7～9の低気圧

- ①サケの遡上が見学できる標津川観覧橋付近の高水敷（川岸から堤防の間）が冠水し、その水位は1m70cmにおよぶほどでした。
- ②水産工場従業員宿舎が床下浸水となり、従業員24人が町保健福祉センターひまわりに自主避難。
- ③強風と高潮で標津漁港に停泊している漁船（2t）が転覆するなど3隻が被害。
- ④強風と高波で国後島から流されたとみられる、無人のロシア船（L 13.5m・W3.25m・H3.5m）が東浜町のコンクリート護岸の10mほどのところまで打ち上げられました。

今月号から有料広告掲載

10月7日から9日猛威を振るった低気圧による被害甚大 道議会水産林務常任委員会の現地被害状況視察調査団に復旧支援を求める

10月7日から9日、猛烈に発達した低気圧によって町内各地に大きな被害をもたらしました。

大雨洪水、暴風、高波、高潮という、18年前の10月30日に発生した低気圧による大被害を上回る災害となりました。

大雨では、7日と8日のうち1時間に10から18ミリの雨が長時間継続し、9日9時までの総雨量は216ミリ(北2条アメダス観測点)にも達しました。このため月最大24時間雨量は観測史上最も多い189ミリを記録し、標津川の水位は大草原橋の合流点観測所では8日12時に最高6m57cm(計画高水位7m09cm)に達したことから、一時的に緊迫した状況でしたが、ほどなく雨足が弱まり事なきを得ました。

暴風では、7日23時に最大瞬間風速25.5m/s(標津消防署データ)と記録的な風が観測され、旧忠類小学校校林のトドマツ72本が風倒木となるなど各地で木がなぎ倒されました。(下記写真)



高波では、前浜は9mの巨大な波により、最盛期を迎えた秋サケ漁の定置漁場28カ統(大破10カ統、中破6カ統、小破12カ統)ほとんどが大シケで破損、なかには流出した網もあるほど壊滅的な打撃を受けました。(下記写真)



高潮では、満潮と重なった標津漁港が冠水し、岸壁の荷揚げ場や道路まで海水が押し寄せた事態になり漁業者は漁具の流出を懸命に防ぎました。(下記写真)



このため、役場では「10・8低気圧接近に伴う災害対策本部」を設置し、職員87人が早朝から夕方まで町内の河川や海岸、漁港、町道などをパトロールしながら監視体制を強化して警戒にあたった他、住宅冠水では土のう作業を行うなどの対応に追われました。(災害対策本部の協議の様子)



また、翌日から相次いで国会議員をはじめ関係機関が現地調査に来町し、10月18日には、道議会水産林務常任委員会の委員4人が漁業被害などの状況調査のため本町を訪れた際に、要望会が行われました。

10・7～9の低気圧被害

被害説明では、被害総額は7億9903万円、その内漁業被害額は9割以上の7億3661万円、漁業被害額と逸失漁獲（漁獲被害想定額）を合わせると14億4903万円に達していることを説明。（10月17日現在調査分）

金澤町長は「漁具被害を受けた漁業者が漁具を購入するための資金の確保と利子補給などの支援や今年の秋サケ漁の不振と低気圧被害が重なり、生産が回復しなければ雇われている若い漁業者は出稼ぎなどの危機的な状況も懸念されるため、雇用対策を検討してもらいたいなど」同委員会に対し復旧支援を強く求めました。

同じく、標津漁協の鈴木組合長は、「想像を超える漁具被害を受けた漁業者の漁具購入やホタテ稚貝購入の資金の確保と支援について」要望しました。

漁業関係の最終的被害額については、サケ定置網漁は、11月の漁期終了後に漁具の破損程度が確定し最悪の場合は、新しい漁具を購入しなければならない状況が想定され、ホタテ漁は、既に放流している成貝の流失などはこれから調査を行うため正確な被害額が把握しきれない状況です。

そのため町では、災害復旧などや被害防止のため今後も関係機関に強く要望していくこととしています。

なお、被害状況は下表のとおりとなっています。

被害状況 (平成18年10月17日現在)			
区分	項目	箇所・数量・規模など	被害額 (千円)
道路・公園・海岸関係	町道公園等倒木	倒木・町内34カ所	34,205
	道路冠水崩落等	3カ所	
	路盤砂利流失	2カ所	
	海岸	6カ所（越波による海岸侵食等）	
農業関係	畜舎等被害	25農家28件 牛舎、D型ハウス等施設屋根損壊など	19,350
林業関係	施設・町有林等	山菜工場屋根一部剥離 町有林倒木10カ所（カラマツ等約500本）	1,433
漁業関係	漁港内船舶	船舶転覆沈没：3隻	736,610 (1,386,610) ※うち逸失漁獲額 650,000
	漁網等	サケ定置網破損、流出など ホタテ漁被害・さけ捕獲施設 （サケ逸失漁獲被害）	
	水産加工場施設	機械・設備など：6件 その他（路盤流出）：1件	
商工業関係	商工業・工場施設等	商店、工場建物屋根一部破損ほか：7件	2,720
公共施設関連	町内会館	屋根小張りとトタン剥れ（一部）：1件	3,817
	公営住宅	屋根一部剥離・引き込み電線断線	
	学校施設関係	校舎雨漏りなど：4校 旧学校林倒木（トドマツ72本）	
	社会教育施設	施設雨漏りなど：4施設	
交通・ライフライン関係	道路	道路通行止め：2路線	
	停電	1,460世帯（7地区）	
住民生活被害	自主避難	24人	900
	屋根剥離	一般住宅：2棟	
	床下浸水	一般住宅：2棟 集合住宅：1棟	
被害額総計 ※（ ）は、逸失漁獲額を含む			799,035 (1,449,035)

サケ定置網に甚大な被害を受けた中、標津漁協サケ定置部会のご厚意により、10月23日に町内会を通じて全世帯へサケの無料配付をしていただきました。心からお礼申し上げます。なお、詳細は12月号で掲載します。

マツカワ(タタカ)稚魚の放流



昭和五十年代から激減したマツカワ(タタカ)を標津の前浜に呼び戻そうと九月一日、十月五日、標津漁業協同組合と町などがマツカワ稚魚の放流を行いました。

平成十三年〜平成十五年に行われて以来三年ぶりの放流となり、四万五千尾を漁業者や漁協職員、水産関係者がバケツリレーで無事に育つてくれることを願い放流。体長十センチのマツカワ稚魚は元気よく標津の海底へと泳いでいきました。

漁獲量は平成十八年九月末で百十・五キログラム(昨年同期比五十二・四割増)と種苗の生産が順調に進んでいます。

マツカワは、カレイ類の高級魚ともいわれ、成長が早く二年後には漁獲サイズ(の四十センチ、一キログラム)になります。

今後、これらの放流魚が成魚となつて標津前浜で繁殖し、漁業資源の増大につながることを期待されます。

なお、町内サーモンハウスしべついちばでは一キログラム約二千円で販売されこれから多く出回るようです。

現在、放流したマツカワの成長などを調べるため追跡調査を行っています。

※標識の付いたマツカワを捕獲した場合は、①標識の文字と色、②全長、③捕獲した月日・場所、④捕獲方法を標津漁協(☎82-2141)、町水産課(☎82-2131)、水産指導所(☎82-3738)までの連絡や小さいマツカワを採捕した場合は海に戻すように協力を呼びかけいたします。



ゴミ処理問題を学ぶ

「ゴミ処理問題に対する町民の関心が高まっている。町の担当者から一年間約三百三十トンが運び込まれる不燃物の処理過程や埋立廃棄物最終処分場などの視察見学会を開催し、薫別・古多糠・川北小学校の児童二十三人が社会科の授業として参加しました。

町の担当者から一年間約三百三十トンが運び込まれる不燃物の処理過程や埋立廃棄物最終処分場などの視察見学会を開催し、薫別・古多糠・川北小学校の児童二十三人が社会科の授業として参加しました。



収穫の秋を体験

「ふるさと給食」の一環として、標津小学校二年生の児童四十人が九月二十七日、古多糠の遠藤農場で学校給食の食材で使われている知床大根の収穫を体験しました。

「ふるさと給食」の一環として、地場産業と給食にも理解を深めてもらおうと町教委が毎年実施。児童は、なかなか抜けない太く長い大根に悪戦苦闘しながらも「大根が抜けたよー」と、うれしそうな表情を見せていました。

地元食材の収穫体験などを体験しました。



実の成る樹木を植樹

町は、九月二十九日、町望ヶ丘公園内で、大人から子どもまで楽しみ、食べられる「木の実が成る樹木エリア」の植樹を住民協働の一環として行いました。

町は、九月二十九日、町望ヶ丘公園内で、大人から子どもまで楽しみ、食べられる「木の実が成る樹木エリア」の植樹を住民協働の一環として行いました。

植樹は、今年で三年目を迎え、標津中学校二年生四本、丁寧に植えました。



町職員の給与・定員管理などの状況

町は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき町職員の給与・定員管理などを公表しています。

職員の給与については、国家公務員に準じて支給されており、毎年民間との給与を比較し、その変動を人事院が毎年勧告する内容に準じて行われています。



●職員の任免及び職員数に関する状況

・部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分	職 員 数		対前年 増減数
	17 年	18 年	
一般関係	100人	97人	△ 3人
教育関係	27人	26人	△ 1人
公営企業等会計	47人	47人	
合 計	174人	170人	△ 4人

・職員の採用及び退職者の状況（平成17年度）

区 分	採 用	退 職				合 計
		定年	勸奨	普通	死亡	
一般行政職	2人		1人	2人	1人	4人
技能労務職		1人				1人
合 計	2人	1人	1人	2人	1人	5人

●職員の給与の状況

・人件費の状況（一般会計決算）

区 分	住民基本台帳 人口(年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費比率 (B/A)	(参考) 16年度の 人件費比率
17 年 度	H18.3.31 6,013人	千円 5,468,763	千円 46,136	千円 991,756	% 18.1	% 18.0

・職員給与費の状況（一般会計予算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18 年 度	人 124	千円 512,790	千円 70,873	千円 193,087	千円 776,750	円 6,264,113

※ 職員手当は、扶養、通勤、住居手当などで、退職手当は含まず

・職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 会 計	円 340,610	円 383,392	歳 43.2	円 336,500	円 354,174	歳 51.9

※「平均給料月額」は、18年4月1日現在における基本給の平均で、「平均給与月額」は、職員手当等の額を合計したもの。

町職員の給与と定員管理の状況

・職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区	分	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	170,200円	182,200円
	短大卒	148,000円	158,300円
	高校卒	138,400円	146,700円

・職員の経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況（平成18年4月1日現在）

区	分	10年以上～15年未満	15年以上～20年未満	20年以上～25年未満
一般行政職	大学卒	270,575円	327,250円	381,000円
	短大卒	265,900円	284,000円	341,750円
	高校卒	243,388円	282,200円	328,000円

・特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区	分	給料月額等	
給料	町助収入役	長役	846,800円（当分の間 745,000円）
		入役	677,700円（" 610,000円）
		役	610,400円（" 562,000円）
報酬	議副議	議長	295,800円（平成18年度 281,000円）
		議員	237,400円（" 225,500円）
		員	187,000円（" 177,700円）
期末手当	町長・助役・収入役	6月期 1. 95月分・12月期 2. 00月分	
	議長・副議長・議員	6月期 1. 8月分・12月期 2. 15月分	
退職手当	町助収入役	（算定方式）	（支給時期）
		給料月額×5.313月×4年 給料月額×3.355月×4年 給料月額×2.973月×4年	任期毎 任期毎 任期毎

・職員手当の状況（平成18年4月1日）

区	分	標 津 町			国		
期 末 手 当	管理職	期末手当	勤勉手当	一般職	期末手当	勤勉手当	
		6月分	1.2月分	0.925月分	6月分	1.4月分	0～1.45月分
		12月分	1.4月分	0.925月分	12月分	1.6月分	0～1.45月分
		計	2.6月分	1.85月分	計	2.8月分	0～2.90月分
勤 勉 手 当	一般職	期末手当	勤勉手当	※加算措置の状況			
		6月分	1.4月分	0.725月分	職務上の段階、職務の級等による		
		12月分	1.6月分	0.725月分	加算措置		
		計	2.8月分	1.45月分	役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%		
※加算措置の状況(現在適用無し)							
退 職 手 当	退職の区分	自己都合	勤奨・定年	町・国ともに同率			
	勤続 20年	21.00月分	27.30月分	ただし、その他の加算措置の定年前早期退職措置(2～20%加算)			
	勤続 25年	33.75月分	42.12月分				
	勤続 35年	47.50月分	59.28月分				
	最高限度額	59.28月分	59.28月分				
	その他の加算措置		定年前早期退職措置(2～10%加算)				

区 分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 13,000円、扶養2人まで1人6,000円 3人目から1人5,000円、15才から22才までの子1人5,000円加算	同	
住居手当	・借家月額11,000円以上を超える家賃を支払っている場合、家賃額に応じ28,000円を限度 ・持家 5,000円	異	・借家月額12,000円を超える場合 ・持家月額2,500円
通勤手当	・通勤距離が片道2km以上の自動車等使用者 5km未満 3,000円 5km～10km未満 4,500円 10km～14km未満 6,600円 14km～18km未満 8,900円 18km～ 11,300円	異	通勤距離区分 13区分 2,000円～24,500円
管理職手当	・参事職、課長職 30,000円 ・課長補佐、主幹職 20,000円	異	課長補佐職以上給料月額8～25%
寒冷地手当	・世帯区分により11～3月まで支給 10,340円～32,040円	異	級地区分

区 分			
時間外勤務手当	16年度	支給総額	22,770千円
		職員1人当たり支給年額	127千円
	17年度	支給総額	20,194千円
		職員1人当たり支給年額	115千円

・定員適正化計画の年次別進捗状況の推移

区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
推計職員数(A)	221	217	212	210	208	198	191	181	176	171
実職員数(B)	221	214	205	200	198	189	183	173	168	163
推計との差(B-A)		▲3	▲7	▲10	▲10	▲9	▲8	▲8	▲8	▲8
定年退職者数				2	9	6	10	5	5	8
上記の内、資格職員					2	1	2	1		2

※実職員数欄は、平成18年までは実職員数を記載し、平成19年以降は、定年退職者分の人員を補充しないこととして推計した数。

① 定員適正化目標

本計画は、平成15年9月の長期財政推計及び平成18年7月の標津町ふるさと新生プランにおいて、町が人件費を支弁している全ての職員（役場、病院、消防などの職員）数から、定年退職者分の人員を補充しないことにより10年間で50人を削減するとして推計された職員数。これによる職員の削減率は26.2%。

●公平委員会に係る業務の状況

平成17年度、勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する不服申立については、該当ありません。

●職員勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の状況	
1週間の労働時間	40時間(1日につき8時間)
月曜日から金曜日までの割り振り	午前8時30分から午後5時15分まで
週休日勤務の場合	振替休暇による代休措置
時差出勤の場合	各課所内において調整

※保育所等の勤務場所では、異なる労働形態があります。

職員の年次有給の取得状況 (平成17年1月1日～平成17年12月31日)		
取得日数 (a)	全体対象職員数 (b)	平均使用日数 (a) / (b)
1,548日	178人	8.7日

休暇等の種類	
年次休暇	暦年20日(残日数20日を限度として繰越)
病気休暇	90日間ただし、結核等町長が特に必要と認める場合については、1年以内の期間とする。
特別休暇	親族の死亡(配偶者10日・父母7日・子5日ほか)、結婚6日以内、配偶者の出産、子の看護休暇5日以内、出産(産前8週間・産後8週間)、等

●職員分限及び懲戒処分の状況

平成17年度の処分状況								
分限処分 ※				懲戒処分 ※				失職
降任	免職	休職	計	戒告	減給	停職	計	
			0人			1人	1人	1人

※分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してされる処分で、制裁的なものではありません。

※懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、責任を問い、秩序の維持を図るための制裁的な処分です。

●服務規律の指導に関する取り組み

(1) 服務規律の指導に関する取組

平成17年9月1日に標津町職員服務規程を制定し、町民全体の奉仕者としての職責を再度自覚させ、地方公務員法等の法令及び上司の職務上の命令に従うよう職員に指導。

●職員研修の状況

(1) 平成17年度職員研修の状況

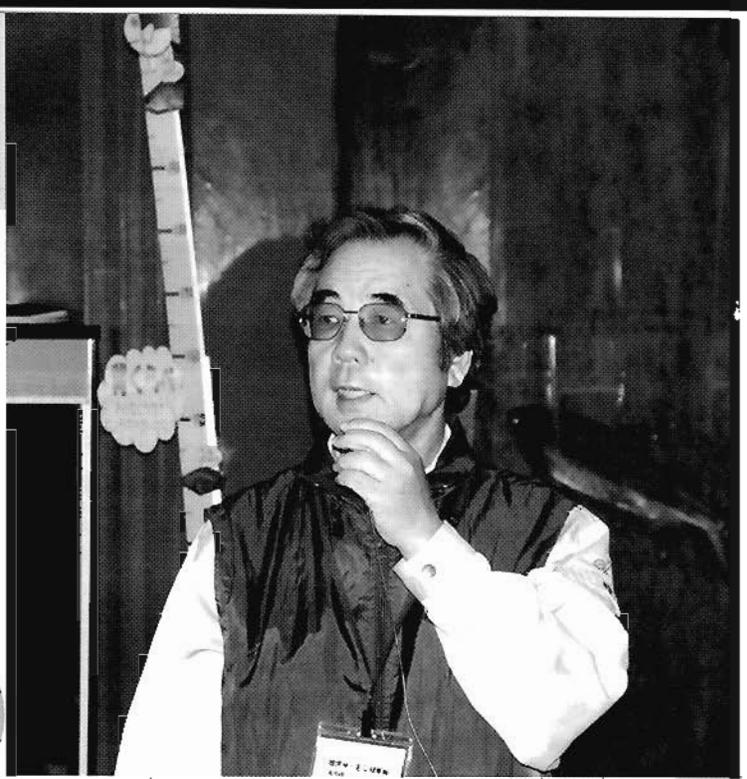
町村会主催			道主催	町主催	その他研修	合計
新採者研修	初級研修	中級研修	専門研修	産業研修		
	1人	5人	6人	103人	1人	116人

●職員福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の厚生福利の実施状況(平成17年度)

事業名	事業概要
総合健康診断	40歳以上は毎年、30歳以上39歳以下の職員は隔年で行う1日の総合検診で97名が受診。
定期健康診断	総合健康診断の対象外の職員について、毎年度行い33名が受診。

問い合わせ先…標津町役場 総務課職員担当 (☎ 0153-82-2131 (内線206))
町ホームページでは、詳細を掲載しています。(http://www.shibetsutown.jp)



遠藤紀忠さん
(南3西3)

NORITADA ENDO

よ

うこそ標津町サイ
モン科学館へ」と
笑顔でさわやかに

ガイドを勤め、今年で二年目
を迎える遠藤紀忠さん(65歳)
は、同館を訪れる観光客など
に標津のサケの魅力を通して
本町の自然や歴史を幅広く伝
えています。

遠藤さんは、昭和三十九年
に東京水産大学を卒業。その
知識を生かし道内各地の水産
関係に携わりながらも、サケ
については大変興味を持って
いました。

特に、標津のサケに関して

vol. 51



はネタが豊富
で学ぶことも
多いことが
ら、平成十六
年に町内の加
工場を退職後
も、本町に残
り四月から十
一月までの期
間、同館のガ
イドを勤める
かたわら標津
のサケの生態
などの資料収
集をしています。
「標津のサケ
を世の中の人

「標津のサケの
温故知新」

に知ってもらうことは、消費
拡大にもつながる。サケと観
光の一体化によって、ひとり
でも多く標津町を訪れてもら
えれば、すこやかにいられる
仕事としたいと思います」と語
っていました。

今後は、標津のサケの集大
成として、その魅力をもっと
知ってもらおうと種類と分布
や歴史、サケ漁業、ふ化放流
事業、流通・加工、料理、観
光など標津の人々が永い歴史
をサケと共に歩み、サケ文化
を伝承し育んできた様子を百
六十八ページにわたり紹介し
た「標津のサケ」の本を関係
機関の協力を得ながら十月末
に初めて自费出版する予定で
す。(町水産課・漁協・水産
加工業者で取扱っています。)

「町民の皆さんに標津のサ
ケを理解してもらい、次のス
テップのためには、どうした
らいいのかと考えてもらえら
れれば」との考えを述べ「魅
力がいっぱいある標津町のため
に、これからは自分の持つて
いる知識を役立てていきたく
い」と抱負を語っていました。

中

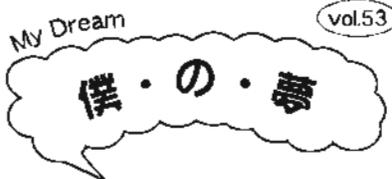
学校に入学してから感
じたことは、小学校と
は違い、テストが多く勉強が
大変だということ。さらに小
学校から続けてきた野球も頑
張っていくために、部活動と
勉強を両立することの難しさ
です。

そんな時に中学校の先生
は、個人的にわからない教科

血先生になりたいです。

また、今はたくさんある教
科の中でも理科が好きなの
で、理科の先生になって、理
科の楽しさを伝えていきたい
です。

さらに、部活動でも野球部
の顧問になって指導もしてい
きたいです。そして、生徒が
毎日楽しく学校生活を送るこ



vol.53



川 充 さん
(川北中2年)

「教師になること」

の勉強を教えてくださいまし
す。とても相談しやすく、面
白い先生のおかげで、僕はみ
んなと中学校生活を楽しく過
ごしています。そんな先生を
見て、教師になりたいと思
いました。

僕が教師になったら、生徒
に信頼されて、何事にも一生
懸命取り組むことのできる熱

とができるような学校を作っ
ていきたいです。

教師になるためにも僕はこ
れから勉強も部活も何事にも
一生懸命取り組んでいきたく
と思います。

◇ ◆
次回は標津中学校生徒の
「私の夢」です。

新ふるさとづくり協働推進職員制度

通称：「地域担当派遣参事」11月1日からスタート



地域（町内会）住民の相談事を幅広く受けていくための、新しい行政サービスとして、役場管理職員を各地域の相談窓口担当に任命した「新ふるさとづくり協働推進職員（通称：地域担当派遣参事）」制度が11月1日からスタートします。

この新制度は、「ふるさと新生プラン」策定の行動指針に基づき、町民、地域（町内会など）がこれまで以上に、まちづくりに汗と知恵を出していただき「真の協働」を進めていただく中で、役場としても一歩進めた「行政力」を行おうと考えたものです。

そのために、役場行政のバリアフリー化（市街地部と郡部との行政サービスの格差解消）の一環として、関係機関や地域の代表（町内会長や民生委員など）並びに役場担当課の橋渡し役として皆さまからの相談を解決に導き「安心して納得できるまちづくり」を目指していきます。

この原形となった制度として、平成15年から地域の総合窓口である「町協働まちづくり推進職員（通称：地域担当職員）」制度をこれまで実施していましたが、新しい制度では地域町内会とともに町内会個人の方へも窓口を開いた「よろず相談窓口」をプラスしたものです。

●地域担当派遣参事制度に関するお問い合わせは、推進本部（川口・本間（企画政策課内））まで。

制度推進イメージ

現制度にプラスして新制度を機能させます

・現制度

①導入

かい離している行政と町民の距離を縮める
・町民との協働により公共サービスを提供するため、地域との対話の機会として導入

②活動

地域の総合窓口（地域担当職員）
・地域（町内会）との連絡調整的な取組み
・地域の会議や事業、行事に参加し、要望意見などの聴取、町の施策などの説明や親睦を深める

プラス

・新制度

①導入

役場行政のバリアフリー化（市街地部と郡部との行政サービスの格差解消）
・地域住民の相談を幅広く聞く「よろず相談窓口」として導入

②活動

地域住民の相談窓口（地域担当派遣参事）
・地域住民の相談を幅広く聞く取組み
・関係機関や地域の代表（町内会長や民生委員など）、並びに役場担当課の橋渡し役
◎相談受付時間（24時間・365日）
・勤務時間内は職場で受付
・勤務時間外は自宅で受付

地域（町内会）住民の皆さんの生活・福祉など身の回り全般に関わる各種手続きや質問、意見、要望、また、日常生活の中での心配ごとや悩みごとなど下記の地区（町内会）担当派遣参事までお気軽にご相談ください。

◎ 地区・町内会担当派遣参事職員 ◎

地区名	担当町内会	地域担当派遣参事			地区名	担当町内会	地域担当派遣参事		
		職員氏名	所属課名	電話番号			職員氏名	所属課名	電話番号
標津市街	新川上・若草・川上・曙・緑・弥栄・栄・本・鳩ヶ丘・双葉・望ヶ丘・桜木町	・当面、町内会連合会と連携し、必要な場合に職員を派遣する形で進め、窓口は現行どおり住民課長と下記管理職で担当します。 〔滝本、工藤(憲)、永井、梶田、菊地〕 〔岩佐、長谷、工藤(修)〕			浜茶志骨	住吉町	山下誠二	税務財政課	82-1617
		東浜町	星京子	福祉課	82-3271				
		茶志骨	茶志骨	大西光博	農林課	82-2177			
		茶志骨パイロット	坂井建夫	建設課	82-3112				
川北市街	寿町 共栄旭町 桜ヶ丘町	横尾千秋	上下水道課	82-3002	伊茶仁	伊茶仁	高橋政一	一部事務組合	82-3081
		崎地 猛	建設課	82-3537		小野秀敏	上下水道課	82-3458	
		山口将悟	総務課	82-3059		黒田高年	教育委員会	82-3924	
川北郡部	東川北 西川北 南川北 北川北	宮谷 猛	保健福祉センター	82-2669	古多郷	古多郷	若月一範	水産課	82-3253
		佐藤 正	農業委員会	82-3360		東・西・南古多郷	島山健一	建設課	82-2692
		杉本美代子	住民課	82-2835		北・上・新古多郷	金田照男	商工観光課	82-2937
		岡部清治	出納室	82-3216		浜古多郷	大島拓二	あすばる	82-2770
北標津	北標津 西北標津	吉村道博	商工観光課	82-3386	蕨別・崎無異	蕨別	鈴木邦夫	福祉課	82-3024
		熊谷純郎	水産課	82-2783		崎無異	佐竹和己	上下水道課	82-2675

保健

メタボリックシンドローム予防教室の開催

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）になると、心臓病の発症危険度が高くなるといわれています。最近、お腹周りが気になる方、体重が増えた方、ぜひ参加してみませんか？

■日時

- 1回目 11月16日（木）
午後6時～午後8時
2回目 11月30日（木）
午後6時～午後8時

■内容

- 1回目～病態、食生活についての講話・計測
2回目～調理実習・試食

■会場 保健福祉センターひまわり

■対象 町民の方

■持ち物

筆記用具、40歳以上の方は健康手帳。2回目はエプロン、三角巾、普段使用しているご飯茶碗。

■定員 各15人

■参加料

1回目は無料。2回目は調理実習材料費として300円。

★申込み・お問い合わせは、ひまわり（☎82-1515）まで。

ご存知ですか？検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあったのに、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。このような不満をお持ちの方は、検察審査会へ遠慮なくご相談ください。

費用は無料で、秘密は固く守られます。

★相談・お問い合わせは、釧路検察審査会事務局（☎0154-41-4171）まで。

交通・防災

「冬の交通安全運動」実施します

■日程

11月17日（金）～26日（日）

■重点

- ・薄暮時での高齢者の交通事故防止
- ・路面状況に応じたスピードの抑制などスリップ事故防止
- ・シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

—中標津警察署・住民課—

家庭の防火知識について

住宅火災で最も多い出火場所は居間です。

居間では、たばこ、ストーブ、コンロ、電気器具からの出火により死者が出るなど火災原因の上位を占めています。

次の点に注意しましょう。

1. 灰皿にはいつも水を入れておき、たばこの吸殻は溜めずにこまめに捨てる。
2. ストーブをカーテンや家具に近づけない。
3. ストーブのまわりにスプレー缶を置かない。
4. 洗濯物をストーブの上に干さない。
5. 部屋に誰もいないときは、ストーブを必ず消す。
6. 石油ストーブの給油の際は、確実に火を消し、灯油であることを確かめてから行う。
7. たこ足配線はしない。
8. 電気コードをカーペットや家具などの下敷きしない。
9. ときどきプラグを確認して清掃する。

—標津消防署—

11月の健康相談日程

●乳幼児相談

24日（金）

〔9時～10時・13時30分～14時30分／ひまわり〕

※午前は13ヵ月児 午後は4・7・10ヵ月児対象

●2歳児相談

24日（金）

〔9時～10時／ひまわり〕

※その他の健診・相談は個人に通知します。

★お問い合わせは、保健福祉センターひまわり（☎82-1515）まで。

町長の動静

（9月21日～10月20日）

【9月21日】

第3回標津町議会定例会

【9月24日】

自衛隊釧路駐屯地創立53周年記念行事（釧路市）

【9月26日】

標津町民祭り水・キラリ検討委員会

【9月29日】

第4回標津町議会臨時会、根室北部衛生組合臨時議会

【10月3日】

参議院議員段本幸男政経報告会（別海町）

【10月6日】

根室支庁長来町に伴う懇談

【10月8日～9日】

低気圧災害に伴う対応

【10月11日】

共同作業所「キラリ工房の会」設立総会

【10月13日】

NHK公開録音「ラジオ深夜便のつどい」、ふれあいミーティング

【10月16日】

低気圧災害状況の議会報告

【10月18日】

道議会水産林務委員会災害状況現地調査、根室管内4町の自治を考える会

【10月19日】

北海道市町村長危機管理研究会（札幌市）

【10月20日】

平成18年度政策研究会（札幌市）

（以上主なもの）

税

建物の取得や取り壊しの確認をお願いします

町税務財政課では、現在、本年中に「新築または増築」された建物の評価（家屋評価）と「取り壊した建物」の現地確認を行っています。

すでに確認している建物所有者には、事前に電話で訪問することをお知らせしています。建物（家屋）を所有されている方は、平成18年度固定資産税納税通知書の最後のページに記載されている「課税明細書」を

ご覧いただき、不明な点がございましたら税務財政課までご連絡ください。担当者が現地確認に伺います。

※固定資産税は、毎年1月1日現在で所有されている方に納めていただく税金です。年の途中で取得または取り壊しがあった場合、翌年度から納めていただく税額が変わります。

★お問い合わせは、税務財政課（税務担当：猪股、浅野）まで。

夜間・休日納税窓口をご利用ください

町では、次のとおり「夜間・休日納税窓口」を開設しています。

窓口では、町税（町道民税、固定資産税、軽自動車税）や国民健康保険税、公営住宅料、上下水道料などを納めることが出来ます。

■今月の開設日程

▷夜間：11月24日(金)
午後6時～午後8時

▷休日：11月26日(日)
午前8時45分～午後5時

■納入場所 役場出納室

★お問い合わせは、税務財政課・福祉課・建設課・下水道課まで。

女性のためのなんでも相談所

相談をお受けするのは、すべて女性の権擁護委員です。相談は無料で、難しい手続きもありません。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

■日 時 11月19日(日)
午後1時～午後4時

■会 場 中標津町総合文化会館
★お問い合わせは、根室人権擁護委員協議会(☎0153-23-4874)まで。

11月のごみ収集日

一般廃棄物収集区域 (祭日は休みです) (有料)	可燃ごみ	不燃ごみ 粗大ごみ	資源ごみ	資源ごみ
			聖紙・びん・ペット ボトル・トレー・ 新聞・雑誌	容器包装(紙) 容器包装(プラ) 紙パック・段ボール
川北全域・忠類・浜古多糠・薫別・崎無異 古多糠全域・北標津・西北標津	水・土	11日(土)	8日(水)	1日(水)
		18日(土)	22日(水)	15日(水) 29日(水)
新川上町・若草町・川上町・栄町 緑町・弥栄町・曙町・伊茶仁	月・木	9日(木)	6日(月)	13日(月)
		16日(木) 30日(木)	20日(月)	27日(月)
本町・鳩ヶ丘町・双葉町・望ヶ丘町 桜木町・住吉町・東浜町・茶志骨	火・金	10日(金)	7日(火)	14日(火)
		17日(金)	21日(火)	28日(火)

★ごみは指定された日に指定された場所へきちんと出しましょう。

戸籍

住民基本台帳の閲覧制度が改正されました

通信技術の進展など社会経済情勢の変化、個人情報保護に対する意識の高まりの中、ダイレクトメールなどの閲覧制度が利用されることに対する批判や、閲覧制度を悪用した事件の発生により、本年6月に住民基本台帳法の一部が改正され、閲覧制度が見直しされました。

今までの「何人でも閲覧できる」という制度は廃止されました。

個人情報保護に十分留意した制度となり、閲覧請求できる場合が、国及び地方公共団体による業務上の閲覧、世論調査・学術調査など公益性の高い場合に限定されました。

なお、閲覧申請の審査についても、その手続き方法が明確化され、また申請者を公表することとなるなど、制度が厳格化されて本年11月1日から施行されます。

★お問い合わせは、住民課（戸籍担当：杉本）まで。

環境衛生

し尿の汲み取りの申込みは忘れずに

12月のし尿の汲み取り実施地域は次のとおりです。汲み取りを希望される方は忘れずにお申込みください。

■汲み取り実施地域

標津市街、東浜町、住吉町、茶志骨全域、古多糠全域

■申込期限 11月24日(金)

★申込み・お問い合わせは、住民課（担当：小野瀬、吉田）まで。

標津病院

医師紹介



ふくしま たかなる
福島敬愛 医師 (外科)

この度、牛島正貴医師の後任として、福島敬愛医師 (外科) が着任します。

期間は11月6日から12月30日までの予定です。

★お問い合わせは、標津病院 (☎82-2111) まで。

サーモン科学館

秋の実習・観察のお知らせ

■内容

- ①サケの採卵実習：シロザケの人工授精作業と産卵行動を観察
- ②産卵行動観察会：忠類川や科学館でシロザケの産卵行動を観察

■日時 (定員各20人)

- ①サケの採卵実習 (科学館内)
11月3日 (金) 10時～15時
- ②産卵行動観察会 (忠類川ほか)
11月5日 (日) 10時～15時

■申込方法

住所、氏名、年齢、電話番号、希望の実習などを記入し、はがき又はファックスでお申込みください。(科学館窓口でも受け付けます)

★申込み・お問い合わせは、サーモン科学館 (〒086-1631標津町北1条西6丁目1-1-1：☎82-1141、FAX82-1112) まで。

戸籍の窓口から

(9月11日～10月10日届出分)

■ご結婚おめでとう

今野 貴光さん・梅津 未央さん (北標津)

■お誕生おめでとう

(保護者)

皆川涼一朗くん (東浜町) 修一・紫保香
新川康太郎くん (薫別) 康成・朋美
藤本 美優ちゃん (若草町) 亮司・さやか
戸田 優真くん (若草町) 卓也・朋香
林 有成くん (若草町) 誠・佳奈子
小野 由奈ちゃん (緑町) 忠史・麻衣子

■おくやみ申し上げます

加藤 鶴雄さん (西川北) 80歳
佐々木 トノさん (弥栄町) 94歳
(※ご家族の了承を得て掲載しています。)

寄付・寄贈ありがとうございました

●北方領土返還運動推進資金として町に――

・ゼンセン同盟

●体育文化振興基金として町に――

- ・湯浅 清吉さん
- ・とどわら太鼓保存会・標津サッカースクール
- ・標津小学校吹奏楽部育成会
- ・ふれあいスポーツデー実行委員会

●標津病院に――

- ・佐々木 早苗さん・和氣 キリさん
- ・古多歳老人クラブ

●町社会福祉協議会に――

- ・加藤はる子さん・佐々木基夫さん
- ・本間 雄さん・住吉漁協女性部
- ・聖女標津文所

●はまなす苑に――

- ・谷内セイ子さん・高桑 裕子さん
- ・田中 フミさん・西田 正夫さん
- ・中村 誠一さん・関 義雄さん
- ・古多歳老人クラブ

(※ご本人の了承を得て掲載しています。)

広報しべつ12月号の広告掲載を募集しています

今月号から下記のとおり有料広告の掲載がスタートしました。

町内業者の方などのご利用をお待ちしています。

1. 広告掲載料 (1枠1回の単価)

- ①(45mm×90mm) 4,000円
- ②(45mm×182mm) 8,000円
- ③(95mm×90mm) 9,000円
- ④(95mm×182mm) 17,000円

2. 広告掲載対象

- ①町内に事業所を有する業者及び町内で活動している団体
- ②その他、広告として掲載することが妥当であると認めた事業者や団体

3. 申込期限

発行月の前月5日まで。

★詳しくは、企画政策課 (広報統計担当：本間、上田) まで。

カットニングシートサイン・ステッカー・車両船舶重機看板
プリントTシャツ・のぼり・横断幕・イベント用タイトル
ウィンドウサイン・工事看板・看板修正・名入タオル
業務用カットニングシート販売

Kuni OFFICE

(代表 高桑 国博)

※見積無料ですのでお気軽にご相談ください。

直通090-7519-5705(24h)

takakuwa@takakuwa.com http://www.takakuwa.com

♪ 初心者・高齢者・保育士・教職 ♪

小川ようこピア / 教室

標津町北4条西3丁目3の2

☎82-3732

国民年金は、あなたが主人公です

あなたの
ための
“国民年金”

11月中に「控除証明書」が 送付されます

○社会保険料控除証明書

年末調整や確定申告する際に必要な「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、11月中にお手元に届きますので大切に保管してください。11月中に届く方は、平成18年1月1日～平成18年10月2日までに保険料支払済の方です。
※平成18年10月3日～平成18年12月31日までに保険料を納付された方は、翌年の2月中の送付になります。

○継続免除申請

継続免除申請の方で、全額免除・納付猶予に該当しない方は、4分の1、2分の1、4分の3の免除の申請ができますのでご利用ください。

○1号被保険者の独自給付

①付加年金（おすすめ）

毎月の保険料を400円多く納めると、老齢基礎年金に上乘せ

して支給されます。2年間受取ると、納めた保険料は回収でき、3年目からはもらい得となります。

②寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間含む）が25年以上ある夫が亡くなったとき、妻に60歳～65歳まで支給されます。婚姻期間が10年以上あること。

年金額は、夫が受けるはずだった年金額の4分の3が支給されます。

③死亡一時金

第1号被保険者として3年以上保険料を納めた人が何の年金も受けずに死亡したとき、その遺族に一時金として12万円～32万円支給されます

④外国人の脱退一時金

6カ月以上保険料を納めた外国人が帰国した場合にもらえます。

社会保険事務所相談開設日

▷日時 11月21日(火) 午後1時～午後5時
22日(水) 午前9時～午前11時30分

▷場所 中標津経済センター

※ご本人や配偶者の年金記号番号、加入期間などを調べてお越しください。

★相談・問い合わせは、お気軽に住民課（国民年金担当：杉本）まで。

スポーツ

☆11月のスポーツ☆

■1日(水)

第25回町バレーボールリーグ戦
大会開幕

[19時～総合体育館]

ファミリー卓球教室

[19時～総合体育館]

■7日～24日の毎週火・金曜日

元気ハツラツ教室（ラージボール卓球）

[10時～川北体育館]

■12日(日)

管内中学選抜バレーボール大会

[9時～総合体育館]

道体協地域スポーツ支援事業管内スポーツ講習会

[9時～鳩ヶ丘体育館]

■13日(月)・27日(月)

スポーツ体験教室（ソフトバレー）

[16時～総合体育館]

■19日(日)

標津スポーツクラブ軽スポーツまつり

[9時30分～総合体育館]

■23日(木)

第30回管内中学剣道新人戦

[9時～鳩ヶ丘体育館]

■26日(日)

第2回ソフトバレーボール秋季大会

[9時30分～総合体育館]

レストラン いし橋の「忘年会」そして仕事帰りのいっぴくのご案内

☆3,000円コース(1人様)(2時間20名様まで)「焼肉・鍋物・オードブル・ご飯物・エビウマソース・デザート付」

☆3,500円コース(1人様)(100分15名様以上飲み放題)「焼肉・鍋物・オードブル・ご飯物・フルーツ」

☆晩酌セット(1人様2,000円)「刺身・もやし炒め・卵焼き・エビ唐揚げ・生ビール2杯付」

☆晩酌焼肉セット(1人様2,000円)「ホルモン・下がり・カルビー・生野菜・生ビール2杯付」



毎週火曜日定休日

お酒は20歳を過ぎてから

営業時間：AM11:00～PM7:30

TEL82-2438・3125 FAX82-3125

「これから」の事

高

校の先輩である滝本さんに、卒業以来十数年ぶりに、「水・キラリ」で再会し、今回のまちの声を紹介されました。最初はとまどいでしたが、今は嬉しく思っています。

私は野付半島中央ぐらいい位置する丸五水産という漁場で高校卒業とともに入社し、楽しく時には厳しく働いています。若い時に思い出すのが網修理などしていると大学生などのライダーが景色を楽しんでいます。

だり写真を撮ったり、旅を満喫しているのを見て、「自分も大学に行きたかった」と思っていました。いつの頃からか、すぐ漁師になって良かったと思うようになっていました。

私の数少ない自慢の一つが、卒業後から漁師をやっている同級生が十人いますが、全員その漁場を辞める事なく、標津の浜で、漁師という厳しい職業で活躍しているという事です。職業の違う同級生の頑張っ



山本 憲次郎さん Kenjiro Yamamoto
東茶志骨 (丸五水産勤務)

ている話を聞くと、「自分ももっと頑張らないと!」というも思います。

十月七日からの、大しけで浜は大打撃を受けました。船は流され、道路は削られ、風で砂が飛び、人も飛ばされるくらいでした。

普段、子供を連れて浜へ散歩に行くと、あまり気付かなかったのですが、しけが去り浜を見てみるとゴミが散乱している状況があり、正直見たく無かったです。

そこで私は、標津の浜の環境を守るメンバーを求めたいと思います。「標津の浜を守りたい」と思う方、男女、団体など、問わず募集します。

設立は来年になりますが、まずは、標津の浜をキレイにする事から始めたいと思います。キレイな浜で獲れたものを町民の方々に食べてもらうよう取り組みたい。それが私の「これからの事」です。

詳しくは漁協青年部事務局までお問い合わせください。
次「まちの声」は鈴木信幸さん(北二東)です。

☆標津町民憲章☆

(昭和46年11月3日制定)

- ◇健康で働き楽しい家庭をつくりましょう。
- ◇自然を愛し美しい郷土をつくりましょう。
- ◇たがいに助け合い暖かい社会をつくりましょう。
- ◇心を豊かにし文化を高めましょう。
- ◇子どもの夢を育て平和な町をつくりましょう。

編集のまど

▽台風並みの低気圧の影響で大荒れとなった八日 大雨、暴風、高波、高潮が猛威を振るったことから六時三十分台集令がかかり急いで役場へ向かいました。町内各地の被害状況などを把握するため、三人体制でパトロールを開始。時間がたつにつれて、被害状況などが明らかに。三ヶ所の河川や標津漁港などの危険箇所の監視や対応に追われました。天候が徐々に回復するものの、大潮を向かえる午後三時頃は警戒体制を強化するなど一時緊迫した状況が続きました。今回の低気圧は、十八年前の昭和六十二年十月三十日に発生した低気圧を上回る災害となりましたが、人的被害が無かったことはなによりです。今回の災害を教訓に普段から災害など、万一の事態に備えて必要な対応や行動を確認にすることを大切さを知らされました。(日)

▽今月号から、町内の商店や事業所の活性化につなげようと、管内では標津市に次いで広告掲載をスタートしました。初めての試みで、応募があるか心配でしたが、三件の事業所の方から申し込みがありひと安心。広報版のスペースや記事の内容など、掲載できる数に限りありますが、随時受け付けていますので、ぜひご検討ください。(日)

12月の運転免許更新時講習会

優良運転者で、更新手続きを終了した方のみ受講できます。

■日時 12月5日(火)13時30分～

■場所 あすばる

★お問い合わせは、住民課まで。

町内の交通事故

- ・人身事故 1件 (10)
- ・負傷者 2人 (12)
- ・死亡者 0人 (1)
- ・物損事故 10件 (123)

◇平成18年9月1日～9月30日まで ()は本年の累計

人のうごき

- ・人口 6,045人 (-6)
- ・男 2,945人 (-1)
- ・女 3,100人 (-5)
- ・世帯数 2,366世帯 (+1)

◇平成18年10月1日現在 ()は前月比